

## 藤沢市子どもの学習・生活支援事業審査採点表（北部・西部・東部地区）

事務局  
記入欄

審査内容	審査項目	審査の視点	審査の基準	配点	採点
法人の適格性	1 法人の適格性	①法人概要	法人の定款及び規約等、直近の実施状況など、本事業を継続的に行ううえで、十分な運営基盤を有しているか。	5	
		②包括的な支援体制の構築に対する方針	包括的な支援体制の構築に積極的に貢献する方針や姿勢が見受けられるか。	5	
小計 10 点 (最高)					
事業実績	2 事業実績	①同種事業の実績【事務局審査】	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行後に子どもの学習・生活支援事業の事業実績などを有し、これまでの実績が当該業務にも応用できるか。	5	
小計 5 点 (最高)					
事業概要	3 事業の基本方針	①学習支援事業に対する基本方針、事業計画	学習支援事業の目的を正しく理解し、適切な事業運営が見込まれるか。	5	
		②事業開始までのスケジュールの計画性	事業開始までのスケジュールを適切に予定しているか。4月1日までの事業開始は可能であるか。	5	
小計 10 点 (最高)					
事業概要	4 実施方法	①学習支援に対する基本方針、事業計画	中高生を対象とした学習支援を継続的に行うことが可能なものになっているか。	10	
		②進学支援に対する基本方針、事業計画	高校受験に向けた情報提供や相談支援体制ができておらず、かつ効果的な事業計画か。	10	
		③修学支援に対する基本方針、事業計画	学校生活等への助言、居場所づくりが可能な事業計画となっているか。	10	
		④登校等支援に対する基本方針、事業計画	進学等に課題を抱える子どもの課題解決に向けて効果が期待できるか。	10	
		⑤保護者の理解促進の相談体制	学習支援事業を利用している対象者の保護者に対して学習することへの理解の促進や養育に関する課題がある場合に助言や相談を受けられる体制が取れているか。	10	
		⑥関係機関との連携の仕方	自立相談支援機関や福祉事務所、学校、児童関連施設等と適宜連携の取れる体制がとれているか。	10	
小計 60 点 (最高)					
事業概要	5 職員等配置体制	①職員体制【事務局審査】	学習支援相談員は開所時間において常時1名以上を配置しているか。	5	
		②学習支援相談員の資格【事務局審査】	学習支援相談員業務を実施する上で必要な資質を有する者を配置しているか。	5	
		③職員等の指導・研修等の実施体制	職員及びボランティアに対する研修等の実施に向けて、適切な実施体制や研修計画を予定しているか。	5	
小計 15 点 (最高)					
事業概要	6 施設運営概要	①開所日数、開所時間の適切な設定	週2日以上、1回あたり90分以上120分以内の開所することとしているか。利用者の利用できる曜日や時間帯に配慮しているか。	5	
		②実施場所の立地条件や設備について	利用者がわかりやすい表示や場所での実施をしているか。自転車または公共交通機関で容易かつ安全に通える場所であるか。学習会に参加する対象者が落ち着いて学習することができる空間であるか。トイレ等衛生設備を適切に設置しているか。相談スペースを適切に確保しているか。	5	
小計 10 点 (最高)					
事業費	7 利用者ニーズの把握	①利用者への周知・啓発の方	効果的な周知方法による利用者増加に向けた工夫が提案されているか。	5	
		②利用者の意見聴取・反映の仕方	利用者の意見を適正に聴取し、事業に反映するための取組が提案されているか。	5	
		③地域特性の把握状況	地域特性を把握し、地域ニーズを汲み取った提案がされているか。	5	
小計 15 点 (最高)					
事業費	8 値格	①価格の競争性【事務局審査】	市が提案する上限額の範囲内で、最小限の経費での提案となっているか。	10	
小計 10 点 (最高)					
その他	9 その他	①自由提案	独自の提案の業務実施について、実現可能性があり、対象者への支援にさらなる効果が期待できるものとなっているか。	5	
小計 5 点 (最高)					
合計 140 点 (最高)					合計採点数